

第33回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年3月5日(木)午後1時24分から午後3時21分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員(23人)

1番	清水 静枝	2番	中村 滋
3番	箱田 裕史	4番	浦恩城 由子
5番	佐藤 勲	6番	寺崎 正親
7番	今井 隆	8番	須田 直子
9番	大野 俊彦	10番	信澤 健治
11番	中沢 幸子	12番	山田 孝夫
14番	戸塚 英子	15番	塚越 勤
17番	石川 大輔	18番	川野 健一
19番	福田 敬一	20番	西山 康雄
21番	反保 勉	22番	飯野 利貞
23番	新井 元	24番	設楽 明志
25番	金井 政明		

4 欠席委員(2人) 13番 天田 晃 16番 永井 保伸

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
係長	渡邊 喬丈
係長	矢端 ひろみ
係長	矢島 賢一
主任主事	引田 めぐみ
主任主事	津久井 亮太
主任主事	登坂 洸介

6 職務のため出席した農林課職員

主事	岩井 啓太
----	-------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第8 議案第7号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について
- 日程第9 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第12 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時24分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。皆様おそろいようですので、第33回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長よりお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第33回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席者は議席番号13番、天田晃委員並びに議席番号16番、永井保伸委員から欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、続いて、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

それでは、私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号10番、信澤健治委員並びに14番、戸塚英子委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の矢端係長を任命いたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、これより議事進行に入ります。

発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをお願いいたします。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和6年12月23日許可、高農委指令第1420号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、事業計画中止のためとのこととございます。

なお、関連案件といたしまして、許可取消し後の5条許可申請、議案書25ページ、議案第5号ナンバー28が提出されております。

以上、農地法の規定による許可処分の取消についての案件は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 取消しの申請1件ございまして、今事務局から説明がございました。

この件について、皆さんから何か質問等ございましたらお願いいたします。

質問がなければ承認することとしますけども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続いて、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請についてです。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー8については、事前調査案件となっております。

また、ナンバー1からナンバー8については関連する案件でございますので、一括で審議することといたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年6月22日許可、高農委指令第1169号でございました。変更の理由につきましては、店舗で需要のある作物に変更するためとのこととございまして、ハクサイ。カボチャからハクサイに変更したいとのこととございます。

ナンバー2以降につきましては、契約内容等はナンバー1と同様ですので、変更の内容のみのご説明とさせていただきます。

2番 変更の理由につきましては、店舗で需要のある作物に変更するためとのこととございまして、カボチャからハクサイに変更したいとのこととございます。

3番 変更の理由につきましては、店舗で需要のある作物に変更するためとのこととございまして、ワラビからハクサイに変更したいとのこととございます。

4番 こちらは取り下げでお願いいたします。

5番 変更の理由につきましては、加工品や販売用として需要のある作物に変更するためとのこととございまして、カボチャからカボチャ、カキ、ダイコンに変更したいとのこととございます。

6番 変更の理由につきましては、需要のある作物を追加するためとのこととございまして、ダイコンからダイコン、リーフレタスに変更したいとのこととございます。

7番 こちらは取り下げでお願いいたします。

8番 変更の理由につきましては、需要のある作物に変更するためとのございまして、カボチャからダイコンに変更したいとのございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

なお、ナンバー1からナンバー8の詳細な営農計画につきましては、別添資料、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書及び営農計画書のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー1から8まで説明がございました。

それでは今度はね、班長報告ですね。今回は第4班ですね。ということで、調査班長の西山委員から報告をお願いいたします。

○20番西山委員 それでは報告します。

農地法の規定による計画変更申請審議ナンバー1からナンバー8について、申請人から聞き取りしました調査結果について報告いたします。

なお、当日は、譲受法人の担当者4名の出席でした。

質問1 これまでカボチャ等を作っていた圃場を今回ハクサイに変更する理由は何ですか。

回答 自社の直売所店舗からの需要が大きいためです。また他の生産者が出荷する時期とずらして販売して欲しいという要望に応えるため変更を計画しました。ハクサイの栽培を1つの地域にまとめることで作業の効率化も図れます。

質問2 ハクサイの栽培にはある程度の管理が必要だと思いますが人員の確保はきちんと出来ているのですか。

回答 現在社員や特定技能実習生、障害者の方などを含めて約150名が従事しており、今後も増員を予定しているため問題なく確保出来ます。

質問3 ハクサイの連作障害への対策はどう考えていますか。

回答 ハクサイを栽培する前の空いた短期間に緑肥を入れることで連作障害が出にくくなるよう講じていきます。

質問4 作物の変更理由がバラバラで一貫性がなく、行き当たりばったりに見受けられますが、圃場への適正などを踏まえた明確な選定根拠はありますか。

回答 これまでは計画性がなく、行き当たりばったりであったことは事実です。今後は会社内でしっかりと議論し、土にあった作物を選定するなど予算を立てて計画的に栽培を行っていきます。

質問5 梅への変更がありますが、パネルの高さが低く、間隔も狭いこともありパネルの下での栽培は日焼け作業の面で非常に難しいと思います。また、定植の間隔が狭いため隣の枝とぶつかってしまうと思います。

回答 農業設備の水道引き込み工事が100万円以上と高額になるため設備を必要とせず近隣でパネル下の栽培実績がある梅に変更しました。パネルの間に定植し、高さを抑えて横に伸ばす計画で

す。また、木の間隔については成長具合を見ながら間引く等の対応をしたいと思います。ご指摘のとおり難しい面もあるため再度専門家等の意見を聞き、まずは収量8割を目指して努力します。

質問6 今後は地域の専門家や周囲で栽培している農家としっかりコミュニケーションを取りアドバイスを貰いながら収量8割クリア出来るように努力してください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。以上です。

○会長 ただいま班長のほうから報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さん、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

先ほどね、事務局の方で4番と7番が取り下げね、そういう報告がございました。詳細についてはまだ説明がないので事務局の説明していただきたいと思います。

○事務局 そうしますと、4番と7番が梅への作物変更を計画していた圃場になります。先ほど班長報告にもありました、質問5の部分なんですけども、現在すでに設置されているパネルの高さですとか、パネルの間隔を踏まえて梅の栽培についてはこの場所は適切ではないということで、実際にこのまま栽培を続けてもうまく成長が出来ないのではないかとということで、聞き取り調査の時点でもそのようなご意見が出ましたし、先日の3月3日の北部事前協議におきましても委員さんの方から色々厳しいということでご意見をいただきまして、その旨申請者にお伝えしたところ、今回は梅の栽培については、諦めてというか見直しして、また新たな作物を検討したいということで回答がありました。で、新たな作物の選定につきましては、しっかりと土壤の調査をしたうえで、その土地にあった作物ですとか、そういったものを選定するというので話を伺っております。時期につきましては、4番のこちらの圃場の更新の許可がこの令和8年の6月22日までが許可の期限となっておりますので、そこで更新を迎えるものになりますので、その更新に合わせてそれまでの間に土壤調査をおして作物を選定したうえで更新と合わせて新たな作物ということで変更申請を上げたいということで考えているという風には伺っております。7番につきましてもタイミングとしてはそちらに合わせて作物を選定して変更申請を上げたいということでお話を伺っております。以上です。

○会長 はい。今ね、詳細にね説明がございました。この間の事前協議、北部地区の委員さんからね、ま、この梅、当然梅のこの場所に対して意見が随分出ましてね。ちょっと梅、これもう梅植わってたんだっけね。植わってるらしいんですけどね。まあ抜くんかな。

○22番飯野委員 今日も見えてきたんですけど、付いてるとこ結構芽が出てますね。

○会長 あ、出るよね。どっか植え替えるのか。

まだ作物変更するところあるんだっけ。もうない。もったいないから梅やってね。ま、パネルとパネルのね、間隔も狭いということに。梅植えても枝残せないし、これはとても無理だということで、まあ随分意見が出ましてね、まあ紛糾しましてね。ま、そんなことで当人に連絡したところ取り下

げということになりました。はい。

それでは今までのとこ、じゃあ質問をお願いします。

○22番飯野委員 22番飯野ですけども、今の話なんですけども、7番の話なんですけども、先ほど更新の時期について言ったんですけども、これは4番と7番許可日が違うんでいつになりますか。次の更新。

○事務局 7番の方は次の更新は令和12年の3月22日。

○22番飯野委員 これ12年だったんですね。それでこの間も事前協議の時にお話したんですけども、これ、あの、水耕栽培を予定していて、こちらの質問にもあって答えてあるように、あの水を引くのがちょっと大変だということで、そのままずっと、これで言うところから令和2年からですから、2年からだからもう6年になりますよね。6年間何も作ってないんですよ。で後、4年あるって話なんですけども、それやっぱり何も作ってないのにおかしいと思うんですよ。なかなか理解し難いんですけども。

○会長 6年間全然、何も作物なかった。

○22番飯野委員 水耕栽培やるって言って、今回8月に梅を植える時に端っこに片づけて山積みになってます。その施設がね。

○会長 その期間何で作らなかったって質問してるわけ。事務局分かるかな。やる気がなかったってそれで済ますわけにいかないもんね。

○事務局 その、1番最初の当初の許可はカボチャということで許可を受けておまして、あの、今までその申請者が作目変更するのに、申請をして許可を得なければいけないということを承知していなかったために、色々今まで作物変更を勝手にしてしまったという経緯の中で、当初はカボチャで先ほど飯野委員さんがおっしゃられたように、リーフレタスってところで申請者の方では作物を変えてやってみようということで取り組んだようだったんですけども、それも恐らくうまくいかず、今度は梅、っていうような流れになっているのかと思います。全く何も手を付けていなかったっていうわけではないのかなとは思いますが、思うようにうまく作物が育たなかったのかっていうところで、確かにあの、それほど力を入れてやっていたわけではないと思うんですが、全く何もしていなかったという状況でもないのかなという風には認識しております。で、今回まあ、その作物変更ということで許可を取った以降はしっかりその認められた作物で継続して耕作をしていくという風にはしっかりと伝えておまして、むこうの方もそのように承知しているところでございます。以上です。

○22番飯野委員 はい、分かりました。もう1点なんですけれども、え、これがあのですね、やっぱりどう見てもこの所が圃場があって、あの、この前の協議の時も話したんですけども、水田にするためにかなり段差を付けてやって、そうすると1番上のとこなんかあの、砂があの黒土じゃなくて赤土の固まっているようなやつが土壌なんですね。そういうこともあるんですけども、それは今、

会長が聞こえたとおりになんですけども。事前調査の時に話をお伺いしたんですけども、今回のも、あの、作物変更は4回に分けてするんで、最後だと思って聞いたんですけども、その時の答えが高崎管内でこの変更したのが約40ヘクタールあるそうです。で、申請者で全体の中でやっているのが80ヘクタール、ま、作物ていうか栽培している、営農シェアリングでやっているっていう話を聞いたんで、ちょっと話たかったんですけど、はい。

○会長 まあ、参考までの話ね。はいはい。そうしたら金井委員、はい。

○25番金井委員 25番の金井です。えっと1番問題なのはですね、さっきの西山さんの報告があった回答ですけど、4番ちょっと見てもらいたいんですけども。4番の回答ですけども、これまでは計画が行き当たりばったりだったことは事実ですって、こんなこと言ってあれですかね。通るものかって感じはするんですよ。ということは、あの、我々が最初の当初の時に審査してこう、許可したやつが、こういうようないい加減のやつを、あの審査したやつが通ったってことですから、今後こういうこともあり得る可能性があるってことですよ。だから私の言いたいのは、だから今その市役所の方でやってる審査基準、最初の基準がですね、もしそれがだからあんまりこう、適当にやってるんだとすれば、ちゃんとした審査をすべきじゃないかとかこういう気がするんですけど、それはどうですか。

○事務局 確かに聞き取りの時にはこのような発言と言いますか、あの選定にあたって現場の方で作物を決めたり変更したりっていうことを行ってきてしまったのは事実ですっていうようなことがありまして、認識不足だったっていうことにつきましては、反省をしているということでした。で、今後につきましてはこのようなことが無いようにしっかり土壤の調査等もして、その場所にあった作物であったりとか、そういったものを選定するという風にその場で発言はありました。今回、梅については作物変更を見直すっていうことで、それにあたってもしっかり土壤の調査をしたうえでそちらの土地にあった、ちゃんと栽培してその収量8割が見込める作物を選定していくということで話は伺っておりますので、今後このようなことが無いようにこちらとしても、しっかり指導していきたいと考えております。以上です。

○25番金井委員 あと、あの理由なんですけども、みんなあの需要の無い作物を変更するためだとかってこういうような、なんか具体性のないような感じのやつの変更理由なんですけども、土質がこういう風に作物合わないから変更したかって、そういう理由なら分かるんですけど、こういう理由でやって今回ここで通すかっていうことなんですよね、我々の審査で。このやつで今後何年か後にこのまたやった時、同じような問題が出てくるんじゃないかかって思ってるんですけども、それ皆さんどう思うんですか。だから審査基準っての明確にちゃんとするとか、こういうやつは、あの、許可するかっていうやつがあればそれを我々はだから考えちゃって、あの審査するんですけど、今んところ何も無いんで、ただ出たなりで、あの要は要件が満足すれば良いっていう、中身にはどうでも良いっていう感じでもないんだけど、そんな感じで一応見てるって話になれば今後こういう

問題が起きる可能性があるんじゃないですか。だから、それを無しにするには、取り組み方をもう少し変えてやるとか審査基準をもっと厳しくするかってそういうことは考えないんですか。

○会長 ま、その審査基準ってどこまで厳しくして良いんだか、国の方のあれもあるだろうしね、うん。

○19番福田委員 ちょっと良いですか。あの、農業委員会のまあ、事前調査だとか、ま、それから総会もそうですけど、農地法3条及び4条5条関連の申請を受けて審査をするわけですけど、けど審査する前に作る人が、やはりあのアドバイザーという方が、知見者がいるわけですよ。で、その方に相談してそれで作るわけですよ。で、なおかつ申請して許可になれば、圃場で作ると。ま、私が言いたいのは営農指導とか、作るものに対する指導だとかというものは行政はする必要は無いと思います。ただ基準は設けるべきです。それは1つの受け皿のガイドラインとして、それは知識は設けるべきだけれども、土壌に合ってるとか合っていないとか、作る方法とか、そのどういう風にしたらいいかとかっていうのは、やはり申請する側の問題であって、その人たちが許可になったものを作付けして8割に満たなかったならば許可取り消せばそれだけで良いんですよ、私はそう思います。それが1つの基準じゃないかなと。あの、正直言って、申請者の具体的に経営の中まで指導で入っていく必要は無いと思います。これが入っていくということは、はっきり言って民生事業になるんですね。そこまで面倒見る必要は無いと思います。やはり、8割基準っていうのはこれは農地法4条、5条でもそうですけど、47条の施行規則という規則の中で、まず収量、それから品質、それから遮光板の角度だとか、毎年1回の収益の報告をしるとか、そういうものが申請者に対してしなければならないという義務付けがあるんです。8割をクリアしてなければはっきり言って許可取り消して良いんです。そこまで権利を埋もれるわけにはいかない。たまたま畑に行って出来なかった、あんたはダメだよとかって、この物件についてはダメだよっていう風でなくて、行政指導が1回ないし2回、これはやはり必要です。それでもってなおかつやる気がなければ、やる姿勢がなければこれは、あの許可そのものを取り消すべきだと私は思いますね。これが行政の方のやはり義務じゃないかなと思います。あの行政そのものはやはりあの、全体の奉仕者という中でやっているわけですから、特定の企業のためにやるっていうのは、これは憲法15条の2項にこれ反するわけですから。やはりきちんとやった方がいいと私は思いますね。以上です。

○会長 はい、今ね、そういう意見も出ましたけど。他の皆さんどう思いますか。

○25番金井委員 えっと、その意見も大事だと思うんですけど、8割って言って今まで8割いかないこと随分あるんですけど、それについて不許可っていうのは無いですよ。8割をしたやつを不許可にした例は無いと思うんですけど。だから、その辺であの、確かにそのところを守って8割しないと許可しないよっていうことはなかなか出来ないっていう感じはあるんですけども、ただ私の考えだと、なるべくその、最初の段階で、あの、よく申請者に対してよくちゃんと一生懸命やってるかってちゃんと市で認識してやって、こういうことが無いような形にしてもらいたいっていうんが

私の要望なんですけども。

○会長 まあそういう方向にしてもらいたいっていう、ねえ、意見だと思うんですけど。他の委員さんからご意見等あれば。

○21番反保委員 21番の反保です。今まであの、色々問題が非常にあるんですけども、私が農業している段階で、大体八十町歩で屋根板で野菜を作って150名でやるっていうのはね、人力でやるっていうことは不可能だと思うんですよ。だからその辺のところもね、我々、今の農業者は、酪農をはじめ、野菜もそうですけども、みんな機械化、機械化でやってるんで、その辺のところをみなさんどうか考えてるんか知らねえけど、これ150名従事しておりますつつたって、八十町歩の150名で、どう考えたって、手が行き届くわけねえと思うんですよ。その辺のところも考えてやってもらって。太陽光のがね、電氣量がうんと上がるから良いて問題じゃねえと思うんですよ。だから法律はどうあれ、我々農業委員会をちょっと馬鹿にしてるんじゃないかねかと。だから、その辺のところも考えてもらって、今後却下するなり、これから出してくるやつを今後こう、2回以上あった場合には取り消しますって、はっきり高崎の農業委員会を出した方が良いと思うんですよ。そうじゃなくちゃ農業委員になる奴いねえもん。はい、お願いします。

○会長 今ね、反保委員から厳しい意見出たんですけども。まあ、あのね、規模拡大、規模拡大、ま、皆さんもねそれは承知しているわけですけども。まあこれ限界はあるわけですよ。それ以上増やせば手が回らなくなるってことは、まあまあ皆さん承知してると思うんですけど。うーん。どうなんだろう。これ以上まだ、どんどんどんどん増やすつもりでいるのかね。

○事務局 私の知る限りでは、会社としてはこれ以上営農型の太陽光発電施設は増やす、これまでのように増やす予定は無いということで話は伺っています。ただ、耕作が自分たちでは出来ないっていう農家の方の相談はよく受けるので、それに対して会社として何か力になりたいですとか、どういう風に対応していけるのだからっていう風に考えているってことは伺っております。

後、圃場の面積につきまして、先ほど八十町歩とかっていうお話があったんですけども、一応市の方で営農型太陽光として今登録のあるこちらの会社の圃場の面積とすると、全部で35ヘクタールっていう風には認識しています。で、そのうち今回作物の変更の申請があった面積が23ヘクタールぐらいということで認識しております。で、今までは農水省ですとか経産省の方でこの営農型太陽光の発電の制度を作って、制度的に、国的にも増やしていこうとか、そういう風な流れが来ているところもおそらくあって、指導も自治体の方の、ま、委員会としての指導もあまり厳しく出来ていなかった部分はあるかもしれないんですけども、国の方でも昨年度から基準をちゃんと明確に法令の中で示しまして、今後そういった対応についても厳しくしていくっていうところで示された部分はありますので、高崎市においても、今までは口頭指導ということで来た部分はあったんですけども、今後は文書指導ですとか、それでも改善が見込まれないところについては勧告ですとか、そういったところで指導を段階的に上げて指導していきたいなという風には考えております。

○会長 今ね、事務局から説明があったんですけども、私もね、県のまあ皆さん知ってると思うけれど、30アール以上の県の方へ提出されるんですよ。それでね、毎回毎回、あの、やっぱり営農型太陽光、随分上がってくるんですよ。それでやっぱり話聞いていると、やっぱり市町村によって、ま、若干この審査の厳しさ、緩さってのは、あるのかなって思うんですけど、まあ地区によっては随分厳しくね、こないだ前橋、これはダメだから却下つうこともないけどえらい厳しく話をしてるって、そんな話も聞いたんですけど、ま、ある程度統一してね、県の方でも国の方でちゃんと指導は来てるんだろうけれども、うん。ま、県の方でもある程度統一してね、やらないと。市町村によってバラバラじゃ困るんでね。その点、今後県の方であの、みんなそこでちょっと、きちんとね、その基準を決めていきたいと思います。これ市町村バラバラでね、毎回毎回こんな色々質問が出てね、ま、なかなか決まれないじゃ困るって。うん、ま、そういうことで今回はこの2カ所はね、うん、取り下げということになったんですけど。ま、ね、この辺で決めないと、いつまでも質問が出て時間ばっかくっちゃってね、そういうことで決めたいと思います。大体これで終わりだろ。これ以上は出てこないだろ。まあ限界だよ。こんなね、きちんと管理できないうえに、また申請してくるなんてね。ま、あのね、審査、審議することも困るんでね。じゃあそういうことで、この辺で質問はもういいですね。うん。そうすればその2件取り下げということで、その他承認してもよろしいでしょうか。

○全員 はい

○会長 はい、じゃあ承認します。

それでは議案もう1件残ってますから、これ説明してもらえますかね。

○事務局

9番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は贈与、転用目的は一般住宅でございまして、平成17年2月16日許可でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいとの申請とございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書27ページ、議案第5号ナンバー35が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請一括案件は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 はい。それではねナンバー9のね、審議に入ります。

この件に関して何か質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認いたします。

それでは、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

ナンバー1からナンバー3については新規就農案件となっております。それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農にあたり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当より説明させていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、営農類型は、施設野菜。新保田中町にて農地約42アールを借り、営農を開始します。譲受人につきましては、令和7年12月22日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは中村滋農業委員、清水和弘推進委員が出席し、譲受人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農が行えるかなどの確認を行いました。

それでは、1ページ目を御覧ください。まず、1の就農動機です。譲受人は、親戚の農業を手伝ったことをきっかけに農業の魅力に気づき、これまでにない達成感と喜びを感じました。中でもイチゴは譲受人自身も好きな果物であり、今後の展望にも多くの可能性があると考えています。自分が好きなものを通じて人を笑顔に出来る仕事に出会えたことを原動力に、若い力でこれからの農業を盛り上げ、地域貢献が出来るイチゴ農家を目指し就農を決めたとのことです。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、温度や湿度をリアルタイムで管理できる環境制御装置を導入し、データに基づく栽培を行うことで安定した収量と高品質なイチゴを目指します。

3の職歴及び農業経験でございますが、2021年4月から11月まで一般企業に務めた後、同年12月から2024年7月まで前橋のイチゴ農家にて勤務をしつつ、イチゴ栽培の基礎を学びました。その後、2025年9月から2か月間、綿貫町のイチゴ農家にて土耕栽培の研修を受け、2025年7月から本年2月まで農林大学に在学しておりました。

続きまして、2ページ目から3ページの営農計画書です。1年目の育苗については、育苗ハウスを補助事業で建設する都合上、6月に建設が間に合わないため、前橋にある親族のハウスを利用して育苗したのを使います。近隣スーパーへの出荷をメインとし、直売もしていきます。

従事者については、1年目は家族に手伝ってもらいイチゴ栽培が本格的になる2年目からは収穫期にパートを雇う予定です。

続きまして、5ページの位置図です。太線で囲んだ箇所が今回借りる農地となります。なお、当該農地の南側に隣接している農地に育苗ハウスを建設予定ですが、現在所有者と手続き中とのことで書類が整い次第申請するとのことです。

営農計画書等については、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 はい、ただいまね、ナンバー1の説明がございました。

続いて、就農相談会に出席された中村滋委員から報告をお願いいたします。

○2番中村委員 議席番号2、中村でございます。ただ今の新規就農者については、これにある通り12月12日、清水推進委員と私と事務局職員が参加しました。で、農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、就農相談会での内容をご報告いたします。

質問1 今回借りる予定の農地は、時期になると水が入り込む可能性があります、その点はいかがですか。

回答 昨年、田植えの時期に確認した際には、特段問題はありませんでした、引き続き対策を検討します。

質問2 収穫期のタイムスケジュールはどのように考えていますか。

回答 午前4時から5時の間で収穫作業を進め、5時以降に家族が来たら私はバック詰めを行う予定です。農地北側には住宅がありますので、早朝の作業時は騒音に対し細心の注意を払って行うよう心がけます。

質問3 就農相談を受ける過程で高設栽培から土耕栽培に変更されたとのことですが、理由は何ですか。

回答 コストと現実的な数値を考えた結果です。土耕栽培で経験を積み、事業が軌道に乗ったら高設栽培も検討します。周囲の方のご意見も踏まえ、総合的に判断します。

質問4 先輩農家や農林大学の研修を経験したうえで、一番大変なことは何でしたか。

回答 大変なことはたくさんありましたが、1番苦労したことは育苗です。病気を発症してしまったら、もうその1年は棒に振ってしまうので、より繊細な作業が必要であると感じました。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も効率的な営農が見込まれますことをご報告させていただきます。

で、感じといたしましては、非常にこう、若くまた有能な、チャレンジしたいという考えを持っておりました。過日も新高尾中川地区の会議にも当然出てきて、そこで色々なことを学んでいたなどの意見を参考にして、こういったことを併せて報告させていただきます。

○会長 はい、今ね新規の相談会の報告終わりました。はい、それではこれより審議に入ります。

それでは、皆さんからいろいろ質問等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

このあれですよ。収穫早い時間からするんですね。4時から、5時みんな入って収穫するのかね。まだ人が寝てる時間に起きて、ま、ナスもね、朝日が昇る前に取るのが良いんだとかって言っていたけど、あと高原キャベツもそうだよ。はい、どうだろう。ま、若い人がイチゴ始める人結構多いですけど、そのうちどうなんでしょうね。収量が増えてくるとね。ま、そんなことも心配されるんですけど。

これとって質問なければ、これ許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続いてナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、新規就農にあたり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当より説明させていただきます。

○事務局 続きまして、リストのナンバー2、営農類型は、施設野菜。井出町にて農地約36アールを借り、営農を開始します。譲受人につきましては、令和8年2月10日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは福田敬一農業委員が出席し、譲受人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農が行えるかなどの確認を行いました。

それでは、7ページ目を御覧ください。まず、1の就農動機です。譲受人は安定を求めてサラリーマンとして就労していましたが、コロナ禍で考えが変わり、手に職をつけて働きたいと思うようになりました。その際、家業の農業であれば働き方の見通しがたち、ベテランの父の支援を受けられる強みがあり、就農を決意しました。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、イチゴを高設栽培で生産し、直売や観光農園に取り組みます。SNSやフリーペーパーを活用しながら認知度向上を図りつつ、将来的には6次産業化してスムージーなどの加工品の販売や土耕の圃場を増設して贈答用のイチゴを生産し、売上を確保して安定した経営を目指していきます。

3の職歴及び農業経験でございますが、就農準備資金を活用して昨年10月より市内のイチゴ園でイチゴ栽培の技術の習得のため研修を受けております。

続きまして、8ページ目から9ページの営農計画書です。苗は自分で育苗する予定ですが、文化財の試掘調査をすることになっており、その結果によっては育苗ハウスの着工が間に合わないため、研修先の育苗ハウスを間借りするなどして準備をしていく予定です。1年目は直売や出荷のみとし、2年目からは観光農園も開始していきます。収量や単価を最低基準の数値で計画することにより、

計画書の実現性を高めております。

続きまして、11ページの位置図です。太線で囲んだ箇所が今回借りる農地となります。こちらに20アールの鉄骨ハウスを建設する予定となっております。また、申請地北東隣接地に作業所や直売所などの農業用施設を建設予定で、農振の軽微変更が済み次第、農地法第5条許可申請を予定しております。

営農計画書等については、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 はい、ただいまね、ナンバー2の説明がございました。

続いて、就農相談会に出席された福田敬一委員から報告をお願いいたします。

○19番福田委員 議席番号19、福田です。農地法第3条許可申請審議ナンバー2について、過日行われました就農相談会での内容をご報告いたします。

なお、当日は譲受人に対し、事務局職員、群馬支所産業課職員と共に以下のとおりやり取りを行いました。

質問1 場所の選定理由を教えてください。

回答 三ツ寺公園と古墳から近く、面している道路も拡張予定の場所なので、集客が見込めます。また、自宅から数分の立地にも魅力がありました。

質問2 親がキャベツ農家ということでしたが、イチゴの技術習得はどのようにしていますか。

回答 昨年の秋から市内のイチゴ園へ研修にいったり、今年9月末まで継続して通い、習得する予定です。

質問3 イチゴの高設栽培で鉄骨ハウスを購入する場合、初期投資が高額になると思いますが、資金面はどう考えていますか。

回答 親からの生前贈与と融資により工面出来る予定です。生前贈与については今年受ける算段が整っており、来年確定申告をします。

質問4 市内でもイチゴ農家の件数は近年増加傾向にありますが、差別化について考えていることはありますか。

回答 高設システムを使いこなし、直売や観光農園のリピーターを確保出来るようなイチゴを作れるように努力をしつつ、6次産業化をし、スムージーなどの加工品に力を入れて差別化を図っていきたいと思っております。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 はい、ご報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質問が

ございましたらお願いします。

まあ、いずれはね、6次産業ですか、色々ね、加工していくということで、ま、将来のね、展望も書いてあるんですけどね。大福。イチゴ大福やってるところも結構ありますけどね。まあいい値段ですよ、イチゴ大福も。まあ今こういう風に色々加工していかないとね。あの、商売始めてね。商売ってことは経営始めて、色々考えていかないとね。やっぱり同業者は随分いますからね。

はい、何か質問ございましたらお願いします。

これとって質問なければ、これ許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続いてナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、新規就農にあたり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当より説明させていただきます。

○事務局 続きまして、リストのナンバー3、営農類型は、露地野菜。下室田町にて農地約10アールを買い、農作業を開始します。譲受人につきましては、令和8年1月22日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは西山康雄農業委員が出席し、譲受人から提出された農作業計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に農作業が行えるかなどの確認を行いました。

それでは、13ページ目を御覧ください。まず、1の就農動機です。譲受人は25年前から取得予定地の3分の1を借用し、野菜を栽培していましたが、土地所有者より当該農地を太陽光発電設備用地として業者に売却する旨の話がありました。自宅前が太陽光パネルになるのが嫌という理由もありますが、息子が今年で定年退職し、人手も増えますので、申請地を買って農地全部を耕作しようと考えたのがきっかけです。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、今までは自家消費のみ栽培していましたが、今後は直売やJAに出荷することを検討しているとのこと。地元のスーパーとも調整をしています。

3の職歴及び農業経験でございますが、1963年から2004年まで一般企業に務め、退職後農林大学の野菜コースに勤務していました。また、刈払い機等の安全取り扱い講習も受講済みとのことです。

続きまして、14ページの農作業計画書です。作付けにつきましては、ジャガイモ、キュウリ、ナス、ネギを栽培予定で年間を通して農地を効率的に使用できる計画となっています。作付面積が大きくなったので、作目を絞って1種類あたりの作付け面積を増やすことで、作業効率を上げていきます。

続きまして、15ページの位置図です。太線で囲んだ箇所が取得予定の農地となります。当該農地

の北東にある住宅が譲受人とその息子の自宅です。農地と自宅が隣接していることから、継続的に農作業を行えることが見込まれます。

農作業計画書等については、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 はい、ただいまね、ナンバー3の説明がございました。

続いて、就農相談会に出席された西山康雄委員から報告をお願いいたします。

○20番西山委員 それでは、農地法第3条許可申請審議ナンバー3について、過日行われました就農相談会での内容をご報告いたします。

なお、当日は譲受人に対し、事務局職員と共に以下の聞き取り調査を行いました。

質問1 農林大学校で働いていたということですが、どのような業務をされておりましたか。

回答 野菜コースの圃場管理補助員として、植付けや収穫、草刈りなどを一通りしていました。

質問2 出荷販売をするのであれば、今までの家庭菜園とは違い規格等のある程度のレベルにしないとイケませんが、何か対策は考えていますか。

回答 今までは自家消費用の販売でしたので農薬を使用していませんでしたが、今後は農薬の使用も検討しています。その場合は栽培履歴による管理や周辺農地への飛散防止などを徹底したいと思います。

質問3 息子さんが手伝ってくれる計画ですが、将来的にも継続して手伝ってもらえますか。

回答 はい。息子は自宅のすぐ隣に住んでいるので、将来的には息子に中心になって栽培してもらえます。現在も草刈りなど協力して行っています。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、計画についても適正であると考えられ、就農後も効率的に農作業が見込まれますことを報告させていただきます。

以上です。

○会長 はい、ナンバー3のね、報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質問がございましたらお願いします。

まあ、申請者はね、本人はかなりの年齢ですけど、息子さんがね、やるということで。太陽光のね、パネルが貼られるということで、すぐ近くなんでそれじゃあ困るということで取得したんですね。

はい、何か質問ございましたらお願いします。

これとって質問なければ、これ許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

4番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、譲渡人である親族からの要望に応え申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は贈与、申請地を母より譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は16件でございます。なお、この16件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全て満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 はい。ただ今ね、ナンバー4から19ですか、説明はそういうことで、これから審議に入ります。

審議しますけどどうでしょう。はい、金井委員。

○25番金井委員 25番の金井です。13番と14番について聞きたいんですけども、区画整理によって生み出された保留地を畑として使用するという事何ですけども、従前の土地を見ると自作地で何にもないんですよ。で、何もなくて保留地として畑としてもらったって事なんですよ、これは。これは普通、保留地といえば大体前と同じような形で換地してもらってというのが一般的だと思うんですけど、こういうのがあるんですかね。

○事務局 元々、畑として使っていた所があって、その隣に細い筆みたいなどころがあるんですね。くっついているような感じの所で、それでその畑と一体で使うっていう申請でした。

○25番金井委員 従前地はなんの地目になってるんですか。従前は畑じゃなかったってことですね。

○事務局 区画整理の事業の中で、その土地の周辺の土地の所有者から少しづつ減歩っていう形で、なんて言うんですかね、その事業において土地を徴収されるみたいな形の中で、ある程度その広さの土地を作ってそこを保留地として売却するんで、事業費に当てるっていうようなものになってくるのかなと思うんですけども、そういった土地を買い受けたってことになるのかなと。区画整理の中で新たに生まれた土地っていうような認識になるのかなと思うんですけども。

○25番金井委員 その土地を買ったっていうこと。

○事務局 はい。区画整理の組合から買ったと。

○25番金井委員 分かりました。

○20番西山委員 これは2人とも組合員。組合員じゃないんかい。

○事務局 組合員ではなく、ここに住んでる方。

○20番西山委員 これ整理するとき、これなんかほら、田んぼとか畑とか整理して補助金もらってやるじゃん。基本的には組合員の中で、例えば残地が端っこ出た場合なんかは、その組合員に例えば、ちょっと増えても返してやって、そんだけ、例えば20パーセントの負担金であれば、ちょっと増えたからお金をいただきますよってことだけ、

○25番金井委員 それは関係ないですよ。これは保留地だから。だから新しく生み出された土地をだから他の人が買った感じですよ。

○20番西山委員 うん。だから、区画整理したんだけど、出てきたから一般の人にこうに売れるっつ

うことなにかい。

○25番金井委員 一般の人も買えるわけですよ。

○20番西山委員 売りに出したってこと。それで工事代金の幾らか足しにするってことかい。まあ評価額位かい。安いんだよね。

○会長 はい、それでいいかな。

他にございますでしょうか。

それでは他に異議はなさそうなので許可としますけどもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 現在の住まいが老朽化しているため申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

2番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。

3番 農業用資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま4条の説明がございました。それでは、これより審議に入ります。質問のある方お受けしますけども。

何か質問等ございましたらお願いします。異議がなければ許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

ここでちょっと小休止入れて、その後また5条に移りたいと思います。

お願いします。

では、ちょっと休憩。

休 憩

再 開

○会長 それでは、皆さんそろいましたか。

これからまた始めますけども。

続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、申請地を買い受けて地区公民館を建築したいという公民館の申請でございます。

5番 契約内容は贈与、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、県外で借家住まいをしている高崎でが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、土木建築業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、新たに診療所を開業するにあたり申請地を買い受けて診療所を建築したいという診療所の申請でございます。

16番 契約内容は売買、調剤薬局を営んでいるが診療所の開業に伴い申請地を買い受けて調剤薬局を建築したいという調剤薬局の申請でございます。

17番 契約内容は売買、フラワーアレンジメント教室を開校生徒用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は売買、親族より申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請ございまして、畑と一体利用の計画でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

21番 契約内容は売買、陸運業を営んでいるが申請地を買い受けて鉄道用地として使用したいという鉄道用地の申請でございます。

22番 契約内容は売買、住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請ございまして、宅地と一体利用の計画でございます。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

25番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けてみさと芝桜まつり期間中の出店者用仮設駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請ですので、転用期間は令和8年4月1日から令和8年5月31日までの2カ月の申請でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。また、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が提出されております。

29番 契約内容は売買、駐車場及び資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

32番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請ございまして、雑種地と一体利用の申請でございます。また、関連案件といたしまして、議案書9ページ、議案第2号ナンバー9が提出されております。

36番 契約内容は賃貸借、病院の移転工事に伴い駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請ですので、転用期間は令和8年3月23日から令和13年3月22日までの5年間の申請でございます。

37番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請ございまして、畑と一体利用の計画でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請ございまして、宅地と一体利用の計画でございます。

39番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

40番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

41番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

42番 契約内容は使用貸借、住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得て

いないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

43番 契約内容は売買、酪農業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

44番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

45番 契約内容は売買、電気設備工事業を営んでいるが事業拡大に伴い工場を増設したく申請地を買い受けて使用したいという工場及び倉庫用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、45件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 はい。ご苦労様。ナンバー1からナンバー45までの説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから、この中で何か質問等ございましたらお願いいたします。

このナンバー15は建物は平屋建てになるのかな、何階建てになるのかな。

○事務局 木造平屋建てになります。

○会長 木造平屋建てね。じゃあ日照だとかそういうのは関係無いね。

○事務局 はい、高さもあまり無いので大丈夫かと思えます。

○会長 あと、北部の事前協議の時、ナンバー39だったかな。なんかほら、パネルするとその下が20メートル位の落差があって、下に住宅があるんで大水が出た時に心配してるって、その話業者に話すって言ったんだっけ。

○事務局 昨日、譲受人の方の代表者の方にご連絡をさせていただきまして、一応かなり住民の方が心配されているということで、そこもしっかりと配慮して、住民の方にも説明などもしっかりとするようにということで、お願いベースにはなりますが、お伝えはしてあります。

○会長 うん、うん、はい。一応それでね。話通しとかなきゃね。

はい、ではどうでしょう、皆さんの方から。

○25番金井委員 私は素人でよく分からないんですけど、ちょっと事務局に質問なんですけど。あの、39とそれから31に山林とあって、これ一応さっき農地台帳に記載してるっていう話なんですけども、地目上は山林で一応なってるんですけども、農地台帳に記載するには一応ですかね、こう見に来て、それを農地として認めるってような行為が必要だったことなんですかね。で、それと税金がその場合には農地ということで税金がされるんですよ。

○事務局 現地を事務局が見に行くと畑にするというところではなくてですね、色々な理由があって地目が山林になっているけれども、台帳上にあるっていう事象が起きるんですけど、基本的にはも

っと古い、昔のことになることがかなり多いんですけど、畑として登録したいということで申請していただいて、畑にしたっていう例が1番多いんじゃないかなとは思いますがね。その当時は見に行ったりっていうのはあったんだと思うんですけど、今現在で現地を見に行っってそこを畑にするっていうことではないんですけども。

○25番金井委員 家の近くにですね、やっぱり山林があっって、そこんところはあの、昔その私の先輩とかがですね、その要は山林をこうかいてですね、畑としちゃったとこですよ。それをだからそのままの状態になってるんですけど、多分山林になってるんですけど、それは農地としてじゃなくて、山林は山林のままっていうことなんですかね、そういう場合には。本人の申請がなければ。じゃ税金もとらずにそれは実際農地として使っちゃてるけども、山林だったら山林の一応その評価の税金っていうことになっちゃうんですかね。現地主義ってなると、農地っていう税金に変えるべきだとおもうんですけど。

○事務局 税金につきましては登記の地目と関係なく、課税上の地目で現地の状況によって課税されるので、はっきりは分からないんですけども、登記は山林だけれども、現地がそういう畑みたいな形になっているとすれば畑としての課税になっている可能性はあるかなと思います。

○25番金井委員 本人が申請しなきゃそのままになっちゃいますもんね。見なけりゃ分からないですおんね。ま、本人申請ってことだから。分かりました。

○会長 他にございますでしょうか。

なければね、ナンバー15はね、これ3,000平米以上ということで、農業委員会ネットワーク機構、常設審議会で許可相当として意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。

そのほかの案件についても、許可相当としてよろしければ、そうにします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続いて、議案第6号に移ります。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいかを審議いたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農林課

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農林課です。議案第6号 農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「農用地利用集積等促進計画(案)」とA4横の薄い冊子「農

用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

今回の議案は、令和8年5月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の薄い冊子「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は17名、貸手は32名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が15筆、1万4,921平米、地目、田の期間借地はございません。地目、畑の通年が43筆、5万1,166平米、地目、畑の期間借地はございません。合計で58筆、6万6,087平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は39筆で、割合は67.2%となっております。

続いて、裏面を御覧ください。貸借期間別に見ますと10年未満の農用地について、田が11筆、1万4,684平米、畑が21筆、2万1,551平米、10年から15年未満の農用地について、田が7筆、4,915平米、畑が19筆、2万4,937平米、15年以上の農用地については、田、畑ともに設定はございません。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。

それではこれより審議に入ります。皆さんからね、この内容に関して何か質問等ございましたらお願いします。質問ございませんでしょうか。なければ要請しますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

続いて、議案第7号に移ります。

議案第7号 高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会について。

農地利用最適化推進委員候補者の募集に伴い推薦又は応募があった候補者に関して、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条に基づき、高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において評価を行うよう指示することについて審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第7号高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会につきましてご説明いたします。本年7月19日に任期が満了する高崎市農地利用最適化推進委員について2月10日から候補者の募集を開始し、定数34人のところ今日現在で29人の推薦がございました。推進委員の候補者評価委員会に先立ちまして農業委員会が高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規定第8条に基づき高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会におきまして、当該候補者を評価するよう指示して良いかご審議いただくものでございます。続きまして32ページをご覧ください。1番上、高崎市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会案でございます。日時、令和8年4月23日木曜日、午前9時半、場所高崎市役所14階第141会議室。なお評価委員のスケジュールなどの都合により日時が変

更になることもありますのでご理解のほどよろしくお願ひいたします。また、評価委員会の委員でございますが、農業委員長、会長職務代理者、農政担当副市長、総務部長、農政部長、農林課長、各支所農政担当課長、農業委員会事務局長の合計13人で農業委員会会長が評価委員会の会長を務め、会長職務代理者が副会長を務めます。推薦または応募に伴って提出された書類をもとに、候補者の評価を行い、農業委員会に意見を報告することになっております。なお、評価委員会が決定した評価の意見は速やかに農業委員会に報告することになっております。事務局からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○会長 はい、今報告がございまして、34名のところ29名。あと5名。大体決まってる。え、そういうことです。

今の報告について、何か質問等ございましたらお願ひします。なければ審議に入ります。決定してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし

○会長 はい。

それでは、報告事項に移ります。第1号から第4号まで。

では、係長、お願ひします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第2種住居地域、ほか5件、合計6件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は賃貸借、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか15件、合計16件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか7件、合計8件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

はじめに1番から3番につきましては、令和8年1月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手続きの遅れにより転用許可がそれぞれ令和8年1月23日、令和8年2月3日、令和8年2月19日で調整されましたことをご報告もうしあげます。2番以降につきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。4条申請5件、5条申請26件、合計31件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和8年2月24日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

その他ということで、農業振興担当の方から公害対策委員会の開催についてということで、説明します。

○事務局 はい。事前に配付させていただきました、お手元の1枚紙、高崎市農業委員会公害対策委員会の開催についての通知をご用意ください。年度変わりまして、次回4月の農業委員会総会后、10分程度ではございますが、例年同様公害対策委員会を開催いたします。皆様ご存知かと思いますが、改めて公害対策委員会についてご説明いたします。通知文の最後、※印の部分をご覧ください。公害対策委員会とは本市要綱に基づきまして、農作物に被害を及ぼす恐れのある公害の発生の予防、農業者の公害についての苦情の処理、公害にかかる紛争の和解の仲介、被害の補償の斡旋、その他公害対策を行うことを目的として開かれる委員会を指します。農業委員の皆様におかれましては、その委員会を組織する構成員として位置付けられております。4月に行う公害対策委員会では前年と同様にはなりますが、農作物への被害を防止するため、市内事業者や学校関係機関に対し、油等の流出や学生によるいたずら防止など、未然に防ぐことが出来るよう、要請通知について議案に上げさせていただき予定となっております。以上、ご多忙のところ恐れ入りますがご出席のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 はい、ただいまね、公害対策委員会、開催ですかね、予定しております。これからね、農作物の色々ね、種まきだなんだ、ありますけど、そういうものに対してね、被害が及ばないように前もってね、対策するというところで、委員会を開かせていただきます。4月6日ね、総会終了後ということでございます。

以上でその他終了します。皆さんから聞きたいことはないですね。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第33回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時21分 閉会